

はじめに

我が国の、障がいのある子どもとその保護者及び教育委員会等の関係機関等を取り巻く環境は、共生社会の形成に向けた大きな変化の中にあります。

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにもインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要となります。

このような中、平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、障がいのある児童生徒の就学先を決定する仕組みが改められました。同年10月に文部科学省が「教育支援資料」を作成し、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った、教育相談・就学先決定のプロセスが示され、今後の教育相談・就学相談のあり方が具体的に記されました。

さらに、令和3年1月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」がとりまとめられ、我が国の特別支援教育に関する方向性が改めて示されました。同有識者会議報告を踏まえ、「教育支援資料」の内容について、障がいのある子どもの就学先となる学校（小中学校等、特別支援学校）や学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級）の適切な選択に資するよう改訂が行われ、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる関係者のすべてに理解してもらうために、「障害のある子供の教育支援の手引」と名称が改定されました。

この新たな手引では、障がいのある子どもの「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先となる学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載を充実するなど、障がいのある子どもやその保護者、市町村教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方が記載されています。

今後も、「相談支援ファイル」や「個別の教育支援計画」を作成・活用しながら、早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、就学期における本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要です。さらに、就学後も子ども一人一人の発達の程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、随時、最も適切な「学びの場」について検討していくことが重要となります。

このような国の動向を受け、本県におけるインクルーシブ教育システムの推進と諸制度等の変更に対応するため、本手引きの改訂を行うことにしました。

令和7年4月

宮崎県教育委員会